実地指導・施設指導監査・立入検査等の主な指導事項

資料A

**（軽費老人ホームA型）【老人福祉法】**

１　利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示であった。 * 身体的拘束等の適正化のための指針について整備されていなかった。   〇　サービスの提供に要する費用の本人徴収額を決定する際の対象収入が誤っていた。 | * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示のため、確認のうえ、利用者等が分かりやすい場所に掲示すること。 * 身体的拘束等の適正化のための指針を速やかに整備すること。 * 速やかに対象収入を確認し、再度収入認定を行うこと。 |

**（ケアハウス）【老人福祉法】**

１　利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示であった。   〇　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が開催されていなかった。  〇　身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に開催していなかった。  〇　身体的拘束等の適正化のための指針が整備されていなかった。  〇　骨折等の重大な事故発生していたが大阪府への報告がなかった  〇　事故発生防止のための委員会が設置されていなかった。  〇　事故発生の防止のための職員に対する研修が実施されていなかった。  〇　避難路に机等の障害物が置かれていた。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。 | * 虐待等に関する通報連絡先が未掲示のため、確認のうえ、利用者等が分かりやすい場所に掲示すること。   〇　速やかに、委員会を開催すること。  　　また、３か月に１回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図ること。  〇　正確な事実認識を持つため、研修を定期的に開催すること。  〇　身体的拘束等の適正化のための指針を速やかに整備すること。  〇　重大な事故が発生した場合は速やかに大阪府へ報告すること。  〇　速やかに設置し、定期的に開催すること。  〇　定期的（年２回以上）に実施するとともに、新規採用時は必ず当該研修を実施  すること。  〇　速やかに障害物を撤去し、避難路を確保すること。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会を  概ね３月に１回以上定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員  その他の職員に周知徹底を図ること。 |

**（養護老人ホーム）【老人福祉法】**

１　利用者支援関係

|  |  |
| --- | --- |
| 主　な　指摘事項 | 指　導　内　容 |
| 〇　災害対策に関する具体的な計画が策定されていなかった。  〇　避難訓練が実施されていなかった。  〇　処遇計画が作成されていなかった。  〇　身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。  〇　職場におけるハラスメントを防止するための方針が策定されていなかった。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練が実施されていなかった。  〇　感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会が設置されていなかった。  〇　入所者及びその家族から同意を得ることなく個人情報を利用していた。  〇　職員であった者が、正当な理由がなく、その職務上知り得た入所者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じていなかった。  〇　骨折について、市町村へ報告されていなかった。  〇　入所者の金銭管理を行っているが、出納台帳が作成されていなかった。 | 〇　速やかに、非常災害に関する具体的な計画を策定し、定期的に職員に周知すること。  〇　避難訓練を年２回実施すること。  また、その内１回は夜間想定の訓練を実施すること。  〇　速やかに、入所者の心身の状況、その置かれている環境、その者及びその家族の希望等を勘案し、処遇計画を作成すること。  〇　速やかに、身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を設置し開催すること。  また、３月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること  〇　　速やかに、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害されることを防止するための方針を策定すること。  〇　速やかに、研修並びに訓練を実施すること。また、定期的に実施すること。  〇　速やかに、委員会を設置し開催すること。  また、概ね月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。  〇　職務上知り得た入所者又はその家族の個人情報等は同意を得た上で利用すること。  〇　職員に対し、入所者等の秘密の保持について誓約書を徴取するなど必要な措置を講じること。  〇　入所者の処遇により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じること。  　　また、緊急性、重大性の高い事故及び利用者等との間でトラブルが発生又はその恐れがあると判断されるものについては、大阪府へも報告すること。  〇　入所者の金銭等を管理する際には、個人別の出納台帳を作成すること。  また、管理規程やマニュアルを作成し適切に管理すること。 |